○「請願書」と「陳情書」の違い

区　分	請願書	陳情書 （要望書・意見書・嘆願書・要請書など）
内　容	国や地方公共団体（都道府県や市区町村）が行う仕事に関係することについて、国民（住民）が直接意見や希望を述べることです。	請願と同じように、国や地方公共団体（都道府県や市区町村）などへ、実情を述べて問題の解決や改善などを求めることです。
法的根拠	日本国憲法第 16 条に定められた国民の基本的権利のひとつです。	請願のように憲法に保障された権利ではなく、法的な効果が発生するものではありません。
議員の紹介	1 人以上の議員の紹介が必要	必要なし。
審議方法	提出後の次の定例会（町議会の本会議）で審議され、議会運営委員会または常任委員会などで審査し、採択するかしないかを本会議で決定します。	
提出方法	文書にして提出しなければなりません。書類の形式と手続に問題がなければ受理されます。	
提出期限	提出期限は、定例会が開催される前月 20 日までとなります。 3 月定例会の場合：2 月 20 日まで 6 月定例会の場合：5 月 20 日まで 9 月定例会の場合：8 月 20 日まで 12 月定例会の場合：11 月 20 日まで 提出期限が「土日・祝日」の場合は、その直前の開庁日（平日の金曜日など）までとなりますのでご注意ください。	
結果通知	提出された方（提出された方が 2 人以上の場合は代表の方）に文書でお知らせします。	

○ 請願書（陳情書など）の書き方【見本】

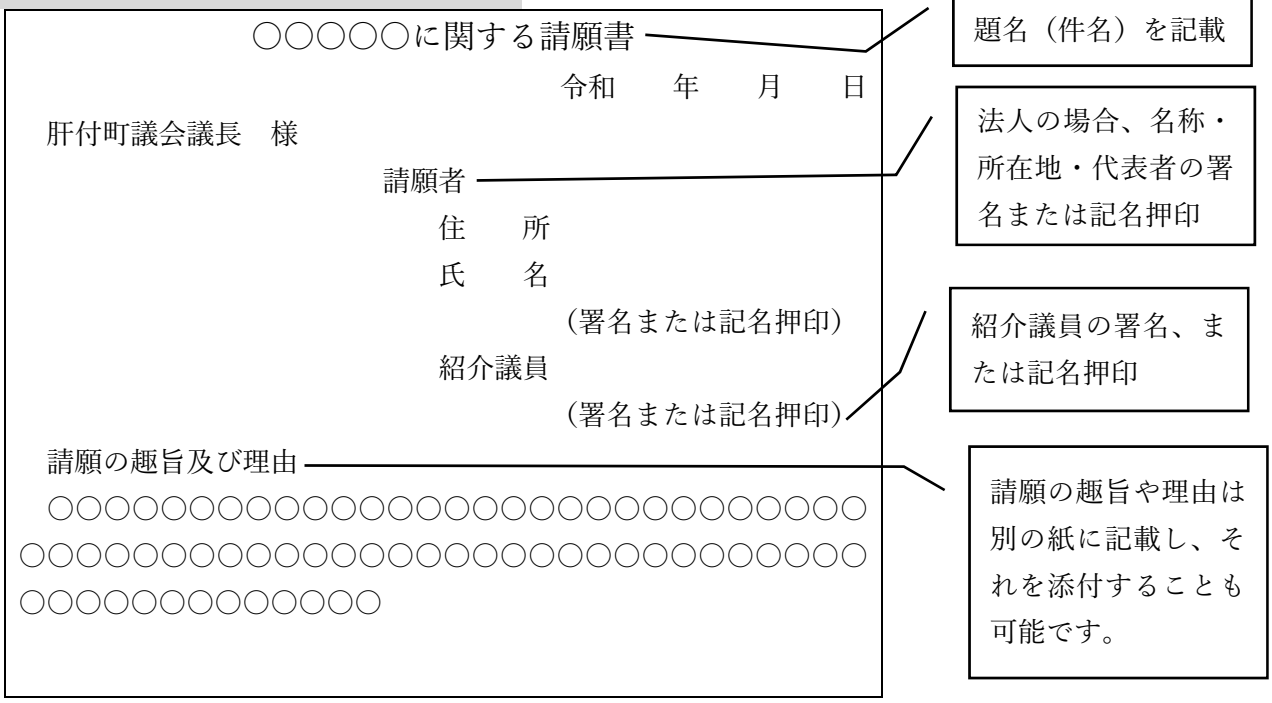
○○○○○に関する請願書
令和　　年　　月　　日
肝付町議会議長　様
請願者
住　　所
氏　　名
（署名または記名押印）
紹介議員
（署名または記名押印）
請願の趣旨及び理由
○○○○○